

2. 給与所得者異動届出書の書き方

- ◎退職・休職・転勤・転職等
納税者が退職・休職・転勤・転職等により徴収ができなくなった場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要な事項を記入のうえ翌月10日までに必ず提出してください。転勤・転職等の場合は、新しい勤務先を経由して異動届出書を提出してください。(本人に渡さず会社経由での提出にご協力ください。)
- ◎退職者の残税額の徴収方法
退職者が6月1日から12月31日までの期間で納税者から一括徴収の申し出があった場合は、残税額を一括徴収してください。
退職日が1月1日から4月30日までの期間で、本人の申し出がなくても残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は、地方税法により一括徴収が義務付けられています。
- ◎異動届出書の提出について
異動届出書の提出がなかったり、遅れたりしますと、滞納となり督促を受けることがあります。
また、当市の異動処理が遅れる結果、納税者が一度に多額の市民税・都民税・森林環境税を納めるようになりますので、忘れずに提出してください。

異動届出書を市役所へ提出される日付を記載してください。

異動された納税義務者の氏名を記載してください。

1月1日現在の住所から変更がある場合は、現在の住所を記載してください。

転勤等により新しい勤務先で特別徴収を継続される場合は、その名称、所在地、電話番号、徴収開始月等を記載してください。

給与支払報告 特別徴収		かかる給与所得者異動届出書		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
給与支払者 国立市長 殿	住所(居所)又は所在地 〒186-8501 国立市富士見台2-47-1	郵便番号 186-8501	特別徴収義務者 フリガナ カブシキガイシャ クニタチ ショウジ 株式会社 国立商事	特別徴収義務者 指定番号 123456	フリガナ 青柳 緑	市町村ごとに異なります
給与所得者 フリガナ 東 桜子	氏名又は名称 フリガナ 東 桜子	氏名 東 桜子	代表取締役 国立太郎	氏名 青柳 緑	係 人事給与係	電話番号 042-576-2111
受給者番号 フリガナ ヒガシ サクラコ	特別徴収税額 (年税額) 12,000 円	徴収済税額 (ア-イ) 4,000 円	未徴収税額 (ア-イ) 8,000 円	異動年月日 8年 9月21日	異動の事由 ①退職 ②転勤 ③休職・長欠 ④休養・産休 ⑤死 ⑥支払少額・不定期 ⑦合併・解散 ⑧住所誤報 ⑨その他	異動後の未徴収税額の徴収(該当に○) ※○がない場合は「3.普通徴収」とします
氏名 東 桜子 (旧姓: 石田)	生年月日 60年10月1日	1月1日現在の住所 国立市中4-5-6	現住所 同上	特別徴収継続(転勤等) ①特別徴収継続(転勤等) ②一括徴収(○で個人の場合は、下記を記載してください) 一括徴収した税額は「10」月分(月日)納入します	普通徴収(本人納付) ③普通徴収(本人納付) 未徴収税額がある場合、国立市から本人宛に納付書を送付します	
月割額 円	給与支払者 フリガナ 東 桜子	郵便番号 〒186-8501	特別徴収義務者 フリガナ カブシキガイシャ クニタチ ショウジ 株式会社 国立商事	特別徴収義務者 指定番号 123456	フリガナ 青柳 緑	市町村ごとに異なります
納入する。 月分から徴収し	氏名又は名称 フリガナ 東 桜子	氏名 東 桜子	代表取締役 国立太郎	氏名 青柳 緑	係 人事給与係	電話番号 042-576-2111
理由 1. 異動が 年12月31日まで、申出があったため 2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収継続の希望がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円	市使用欄			
理由 1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他						

該当者の課税されている自治体が現年度、新年度で異なる場合は、各々の自治体に異動届出書を提出してください。

該当する異動の事由に○をつけてください。

異動後の未徴収税額の徴収方法に○をつけてください。なお、出国する方は「2.一括徴収」または「3.普通徴収」に○をつけてください。普通徴収の場合はご自身で納付いただくか、納税管理人を定めてください。

一括徴収した場合の納付月を記載してください。

納税義務者用の通知を電子で受け取る場合は、必ず受給者番号を記入してください。

特別徴収税額の通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記載してください。

徴収済の月割額の合計額を記載してください。

年税額から徴収済税額を差引いた残額を記載してください。

【ご注意】
給与所得者異動届出書を提出する際に、特別徴収義務者の13桁の法人番号(個人事業主の場合は代表者の12桁の個人番号)と、給与所得者の12桁の個人番号を記載していただきますが、**転勤等により特別徴収を転勤先にて継続する場合は以下の点にご注意ください。**

- ※①【転勤元の特別徴収義務者が個人事業主の場合】…個人事業主の個人番号は記載しないでください。
- ※②【転勤等における給与所得者の個人番号】…転勤元では、給与所得者の個人番号は記載しないでください。転勤先の事業所等が従業員から個人番号を取得し、記載してください。